平成２４年（フ）第２１８号
高知市一宮中町１丁目５番37号
債務者　尾方　房宣
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２３号
高知県香南市香我美町徳王子1668番地
債務者　千屋　郁夫
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２７号
高知市大津乙127番地１
債務者　今窪　　明
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２９号
高知市薊野東町17番10号
債務者　川上　一晃
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８６３号
札幌市清田区真栄１条２丁目１番６―601号
債務者　市川　裕史
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９８号
札幌市北区北20条西３丁目１番17―204号
債務者　矢野　昭洋
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０５号
札幌市白石区平和通３丁目南２番12―710号
債務者　小倉　規夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２０９号
札幌市中央区南15条西16丁目１番16号　シャルムあをき伏見202号
債務者　櫻庭　靖子（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６２号
北海道江別市大麻園町23番地　園町団地２―104号
債務者　大井　照代
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０８号
札幌市白石区北郷１条４丁目３番29号　東栄マンション６号
債務者　中本　　進
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１１号
札幌市白石区北郷８条３丁目６番32―203号
債務者　門脇　隆彦
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４２号
札幌市豊平区中の島２条12丁目５番11号　ハイム中の島Ｂ―205号
債務者　伊藤　仁人
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４８号
札幌市中央区宮の森３条７丁目２番３―607号
債務者　太田　謙一
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３５０号
札幌市白石区北郷４条１丁目３番10―702号
債務者　敦賀　千秋
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６９号
札幌市西区西野８条２丁目12番20号　ローサイド８・２―106号
債務者　佐藤　政行
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７１号
札幌市白石区北郷１条５丁目４番26号　モニュメント25―102号
債務者　岸梅　　博
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３９２号
札幌市白石区北郷４条12丁目16番８号　コーポ越野２号
債務者　山口　英夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部